

## 英国金融サービス補償機構の二〇〇二年度の活動

斉藤 美彦

### 一、はじめに

英国においては、従来の一九八六年金融サービス法における「自主規制に基づく規制」の体制から「法律に基づく規制体制の確立」を標榜する二〇〇〇年金融サービス・市場法(FSMA)が成立・施行され、金融サービス業全体の規制・監督が単一の機関、すなわち金融サービス機構(FSA)により行われる体制となった。FSAは、一九八六年金融サービス法に基づく証券投資委員会

(SIB)を母体としつつそれにイングランド銀行の監督部門等の諸監督機構が統合され一大規制・監督機構として統合されたものである。

二〇〇〇年金融サービス・市場法の目的としては、①金融サービス部門の信頼性維持、②金融サービスに対する国民の意識の向上、③消費者保護、④金融犯罪の減少が挙げられているが、このうちの二つは消費者に焦点を絞ったものである。なお、一九八六年金融サービス法における目的は投資家保護であったが、FSAは銀行や住宅金融組合も規制対象としており、預金者

を含めた「消費者」保護がその目的とされたのであった。

統合された規制・監督機関としてのFSA体制下において、既存の各業態毎に分立していた紛争処理機関（オンブズマン制度）および補償機構の統合は、いわば自然の流れであった。FSA体制下において消費者は金融サービスに関する問い合わせや苦情がある場合には、まず消費者相談所（PEO）に問い合わせ等を行うことができる。また、消費者が金融サービス業者との間で紛争が生じた際には、裁判よりも簡便な紛争処理機構としてのオンブズマン制度が従来から各業態・業務毎に設けられていたが、FSA体制下においては従前の八制度を統合した金融サービス・オンブズマン制度が設けられた。このオンブズマン制度は業者が営業を継続している場合の簡易な紛争処理機構であり、業者が

廃業したり倒産した場合には別の機構が必要となる。

筆者は、当研究所の『証券経済研究』第四二号（本年六月発行）において「イギリスにおける金融サービス補償制度の統合」という論文を発表し、金融サービス業者が支払不能に陥った際等の事後的セーフティネットとしての補償機構の統合およびその内容について検討した。ただし金融サービス補償機構（FSCS）の統合が完成したのは二〇〇一年二月であり、その実際の活動についてはそれから二〇〇二年三月までの間四か月間の活動内容が明らかとされた同機構の最初の年次報告をもとに検討することしかできなかった。その後本年七月にFSCSの二〇〇二年度の年次報告（一年間をカバーする最初のもの）が発表されたことから、本稿では『証券経済研究』第四二号の論文を補足することを目的として以下でF

図表1 金融サービス補償機構（FSCS）に統合された従前制度

	補償額	補償限度
①住宅金融組合投資家（出資者）保護機構	出資金の90%	18,000ポンド
②預金保護機構	預金の90%	18,000ポンド
③友愛組合保護機構	保険額の90%	なし
④投資家補償機構	30,000ポンドまでは100% 30,000ポンドを超える20,000ポンドまでは90%	48,000ポンド
⑤保険加入者保護機構	強制保険（保険額の100%） 長期保険等（保険額の90%）	なし
⑥第43条（FSA1986）機構	投資関連（90%）	20,000ecu
⑦個人投資機構（PIA）補償機構		

（注） 上記の他、英国保険協会（ABI）が運営していた年金関係の補償機構も FSCS に統合された。

（出所） 各種資料より筆者作成

SCSの二〇〇二年度の活動内容を紹介すること  
としたい。

## 二、金融サービス補償機構の概要

以下ではまず、FSA体制の下で単一の補償機構としての金融サービス補償機構（FSCS）の概要についてごく簡単に説明することとしたい（より詳しい内容については前記『証券経済研究』の論文（斉藤「二〇〇三」）を参照されたい）。FSCSは、従前の業態・業務別の八機構を統合し二〇〇一年二月に創設された（図表1）。この統合はまず二〇〇一年二月に預金保護機構（DPB）と投資家保護機構（ICS）の業務をFSCSが担い、その後に八機構が統合するという道筋がとられた。補償機構が統合されたといっても、当然のことながら、例えば預金と投資関連の

補償制度を単純に一緒にすることは不可能である。FSCSは、①預金等、②保険、③投資関連の三つのサブスキームに分けられることとなった。なお、全ての認可業者は認可を受けた業務に応じて一つ以上のサブスキームに属さなければならぬこととなっている。FSCSでは、各サブスキーム毎に業態委員会 (Industry Committee) を設立し、サブスキームに影響を与える業界における問題、サブスキームの補償活動や将来動向等、サブスキームと認可業者 (拠出者) との関係等について検討することとなっている。

(1) 預金サブスキームの概要

(保護対象預金者)

・個人および小規模企業・一部トラスト (この規定は基本的に他のサブスキームにおいても

同様である)

(補償限度額)

一、〇〇〇ポンドまでは全額保護、それを超える三三、〇〇〇ポンドまでは九〇%が支払限度 (計三一、七〇〇ポンドが上限)。

(2) 保険サブスキームの概要

(補償限度額)

FSCSは長期保険の場合には、当該保険契約を他の保険業者へと承継させることを検討する。それが不能な場合の補償限度額は以下のとおりである。

・長期保険：二、〇〇〇ポンドまでは全額保護、それを超える部分については九〇%

・損害保険・強制保険 (自動車保険の対人保険等) については一〇〇%、任意保険については長期保険と同様

(3) 投資関連サブスキームの概要

(補償内容)

投資関連サブスキームにおいては以下の二つのケースにおいて投資家に対し補償を行う。

① 認可投資会社が当該業務を継続せず、その際に投資家から預かった資金を返還できなかった場合。

② 投資アドバイスが不適切なものであったり投資管理が不適当であったことにより投資家が損失を蒙った場合で、認可投資会社が営業継続が不可能で投資家の請求に応じられない場合。  
投資の具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 株式
- ・ ユニット・トラスト
- ・ 先物およびオプション
- ・ 個人年金プラン
- ・ 長期保険契約（養老保険等）

(補償限度額)

三〇、〇〇〇ポンドまでは全額保護、それを超える二〇、〇〇〇ポンドの九〇％（上限四八、〇〇〇ポンド）。

(4) 制度への拠出金

F S C S の運営、補償支払にかかる費用はすべて認可業者が負担し、その費用は賦課方式によって徴収される。したがってF S C S には基金残高という概念は存在しない（存在したとしても一時的なもの）。

認可業者が負担する費用は、基礎費用 (Base Cost) 、その他運営費用 (Specific Cost) 、補償費用 (Compensation Cost) 、設立費用 (Establishment Cost) および年金関連費用 (Pensions Review and Opt Out Cost) に分かれる。なお、保険サブスキームは費用負担が生命保険関連と損

害保険関連に分かれており、投資関連サブスキームにおいては一〇のカテゴリーに分かれている。

預金等のサブスキームについては各銀行等の負担限度が保護対象預金等の〇・三%とされている。なおこの負担限度は累積負担限度である。保険については関連の年間保険料収入（ネット）の〇・八%、投資関連については年間四億ポンドが負担限度とされている。

### 三、金融サービス補償機構の

#### 一〇〇二年度の補償活動

##### (1) 預金サブスキームの補償活動

預金サブスキームの一〇〇二年度の補償のほとんどは一〇〇二年七月に新たに制度に加入した信用組合関連のものであり、一六二件、六万二、〇〇〇ポンドの補償金の支払が行われた。年度内に

破綻した信用組合は五組合であったが、支払のほとんどは九月に破綻したテムズウッド信用組合関連のものであった。他の四組合関連の支払は年度に行われる模様である。預金サブスキームの損益状況は図表2のとおりであるが、補償費用が少額であり、これに加えて従前制度のDPBからの基金移転があったことから銀行、住宅金融組合等の認可業者は費用負担の必要はこれまでのところなかった。なお、前述のとおりFSCSにおいては費用は賦課方式により徴収されることから基金残高という概念は通常は存在しないが、預金サブスキームにおいては従前制度の基金が移管されたため若干ではあるものの基金残高が経過的に残存しているものである。

このようにFSCSは預金保険機構ではあるが、その発動方式はいわゆるペイオフのみである。しかし破綻金融機関の規模はきわめて小さ

英国金融サービス補償機構の2002年度の活動

図表 2 預金サブスキームの損益計算書

(単位 1,000ポンド)

	2002/03	2001/02
収益	1,483	283
回収金	1,109	176
受取利息	374	107
費用	1,336	383
補償費用	62	19
基礎費用	735	220
その他運営費用	284	58
設立費用	141	54
税金	114	32
損益	147	-100
DPB からの基金移転		9,359
基金残高 (年度末)	9,406	9,259

(出所) FSCS [2003] p.43. より筆者作成

く、預金者にも負担を求める方式となっており、はいえ、その負担はほとんどないかあっても少額であるという特徴がある。

(2) 保険サブスキームの補償活動

保険サブスキームの二〇〇二年度の補償活動は、図表3でわかるとおり預金サブスキームの補償実績より数段大きく一三七三万ポンドとなっている。年度内に新たに破綻等をした保険会社はなかったが、以前に破綻した会社関連の支払がこの金額となった。そのほとんどが損害保険関連のものであり、なかでもインデペンデント社、チェスター・ストリート社、ドレーク社関連の支払が多額に上った。ただし、補償金の支払は前年度（四か月）に比べて半減しており、前年度は拠出金が徴収されたが、本年度は拠出金の割戻しが行われた。前年度においては基金残高がプラス（従前

図表3 保険サブスキームの損益計算書

(単位 1,000ポンド)

	2002/03			2001/02		
	全体	損害保険	生命保険	全体	損害保険	生命保険
収益	42,676	42,560	116	155,170	155,129	41
抛出金	-170	-170		145,703	145,703	0
回収金	36,411	36,411		7,965	7,965	0
受取利息	6,435	6,319	116	1,502	1,461	41
費用	137,301	136,346	955	27,644	27,456	188
補償費用	131,295	130,969	326	26,453	26,426	27
基礎費用	617	172	445	176	63	113
その他運営費用	1,516	1,452	64	526	518	8
設立費用	118	33	85	39	11	28
支払再保険料	1,851	1,851				
税金	1,904	1,869	35	450	438	12
損益	-94,625	-93,786	-839	127,526	127,673	-147
PPBからの基金移転				64,939	61,300	3,639
基金残高(年度末)	97,840	95,187	2,653	192,465	188,973	3,492

(出所) FSCS [2003] p.44. より筆者作成

制度からの基金移転があったため)であるにもかかわらず抛出金の徴収が行われたが、それは本年度における多額の補償金の支払が予想されたからであった。結果的に、保険サブスキームの二〇〇三年三月末時点の基金残高は九七八四万ポンド(うち損害保険関連は九五一八万ポンド)となった。

### (3) 投資関連サブスキームの補償活動

投資関連サブスキームの二〇〇二年度の補償活動は、図表4のとおり六三〇二万ポンドと預金サブスキームよりは多いが保険サブスキームよりは少ない水準となっている。ただしこの間に破綻ないし廃業した業者は一三四と多数に上っている。

なお投資関連サブスキームの補償金支払のほとんどは年金関連のものである。イギリスにおいては日本の厚生年金基金制度と同様に国の年金制度の

英国金融サービス補償機構の2002年度の活動

図表4 投資関連サブスキームの損益計算書

(単位 1,000ポンド)

	2002/03			2001/02		
	全体	年金関連	年金以外	全体	年金関連	年金以外
収益	65,433	59,583	5,850	1,559	1,509	50
拋出金	56,035	50,365	5,670			
回収金	8,488	8,399	89	1,082	1,065	17
受取利息	910	819	91	477	444	33
費用	72,301	65,837	6,464	16,550	14,514	2,036
補償費用	63,023	59,565	3,458	14,451	13,163	1,288
基礎費用	1,459	88	1,371	354	0	354
その他運営費用	7,267	5,921	1,346	1,516	1,219	297
設立費用	279	17	262	86	0	86
税金	273	246	27	143	132	11
損益	-6,868	-6,254	-614	-14,991	-13,005	-1,986
ICSからの基金移転				31,506	29,144	2,362
PIAからの基金移転				1,079	1,079	0
基金残高(年度末)	10,726	10,964	-238	17,594	17,218	376

(出所) FSCS [2003] p.44. より筆者作成

二階部分にあたる所得比例年金(SERPS)を職域年金で代行(適用除外)することが一九六〇年代以降可能であったが、一九八〇年代の年金制度改革によりこの適用除外制度が個人年金にも拡大された。この個人年金には国の制度だけでなく職域年金からも移動することが可能であったが、通常は職域年金からの移動は年金受給額等が減少する。しかしながら保険会社等はこのことを顧客に十分に説明せずに販売を行ったために、こうした顧客への損失補償が大きな問題となった。この問題は一九八〇年代末から九〇年代初めにかけて大問題となったが、これへの損失補償は二一世紀に入っても継続している。金額ベースでは年金関連が五九五六万ポンド、年金以外が五六七万ポンドであり、件数ベースでも前者が三三五五件、後者が三〇一件となっている。

前年度においては従前制度である投資家補償機

構（ICS）および個人投資機構（PIA）からの基金移転もあったことから拠出金の徴収は行われなかったが、本年度については六三〇二万ポンドの拠出金の徴収が行われた。結果として年度末の基金残高は一〇七二万ポンドとなったが、年金以外ではマイナスとなっている。なお、この年金以外には九のカテゴリに分かれており、ブローカー関連の二カテゴリ（顧客の資金を預かるか否かで分かれる）におけるマイナスがそのほとんどを占めている。ちなみに本年度のブローカー関連の補償金の支払金額は三三五万ポンドであった。

#### 四、おわりに

以上で、金融サービス補償機構（FSCS）の概要および、二〇〇二年度における補償活動につ

いてみたわけであるが、同機構は二〇〇二年二月の統合以来、二〇〇〇年金融サービス・市場法体制下における役割を一応順調に果たしてきているといつてよい。金融サービス・市場法における目的は前述のとおり四項目あり、そのうちのひとつの消費者保護の一部を担うものとしてFSCSはその役割が割り当てられている。統合された規制・監督機関としてのFSAは、金融サービス業者の認可を行い、健全性、業務行為、エンフォースマントに関する規定等を作成してきている。そして消費者教育・消費者保護に関しては、FSAが前者を直接担当する一方、後者については統合されたオンブズマン制度と金融サービス補償制度を運営する別組織の独立した法人にまかせ、それらの法人をFSAが管理するという体制となっている。こうした全体的な機構のなかでFSCSはその役割を果たすことが求められているわけであ

り、このような体制は世界的にみてもユニークなものである。わが国においては、預金保険機構（銀行等と農漁協）、保険契約者保護機構（生保と損保）、投資者保護基金（日系と外資系）がそれぞれ二つずつ存在しているわけである。今後、金融機関間の垣根がますます低くなってくると、破綻時の同種の金融商品を購入した顧客間での不公平が問題とされる可能性も考えられよう。

さらに英国の制度においては、補償金額がわが国の制度と比較して小さく、少額の預金者・投資家等にも自己責任を求める制度となっている。預金保険（保護）制度はペイオフのみであり、資金援助制度等は存在しない。また、ペイオフにおいてもそれぞれの迅速性は求められてはいない。投資者保護制度においても、わが国においては償還会社への返還資金融資制度があるが、英国にはこのような制度はない。一方で、英国の制度は投資

アドバイスが不適切なものであった場合の損失補償は認められているが、これは従来からのベスト・アドバイス・ルールとリンクしたものである。このような統合および少額保護のみに徹するといったユニークな金融サービス補償機構（FSCS）は、金融に関するセーフティネットの典型としてみることができるといえる。当然のことながら、大規模な金融システム不安やシステムリスクにはまた別途の対応が考えられているということには留意が必要であろう。

〈参考文献〉

- FSA [2001a] *FSA Handbook*.
- FSA [2001b] Third Consultation Paper on the FSA's post N 2 fee-raising arrangements including feedback on CP79, *Consultation Paper*, No.95.
- FSCS [2002] *Annual Report 2001/02*.
- FSCS [2003] *Annual Report 2002/03*.
- FSCS, *Outlook*, various issues.

斉藤美彦 「二〇〇〇」 「英国金融サービス・市場法について」

『金融』 第六四四号。

斉藤美彦 「二〇〇二」 「英国の金融サービス補償機構について

— 預金補償制度を中心に —」 『金融』 第六六七号。

斉藤美彦 「二〇〇三」 「イギリスにおける金融サービス補償制

度の統合について」 『証券経済研究』 第四二二号。

(さいとう よしひこ・獨協大学教授  
当研究所客員研究員)